

主任介護支援専門員更新研修に関するよくあるお問い合わせ

No.	区分	質問	回答
1	要件	受講要件①において、研修企画、ファシリテーターは研修会の規模に制約がありますか。又受講要件を満たすためには何回分が必要ですか？	受講要件①は、本年度を含め過去5年度の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新から)に、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者となっています。法定研修の規模、回数に制約はありません。又、受講資格にかかる書類について、ご提出頂くのは1回分のみで構いません。
2	要件	受講要件①において、地域のケアマネ学習会の企画進行は、ファシリテーターとしての要件を満たすことができますか？	受講要件①のファシリテーターでの受講要件を満たすには、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)のファシリテーターの経験がある者となり、要件を満たすことはできません。
3	要件	受講要件①について、昨年企画した研修会の案内を提出したらよろしいでしょうか。また、1件でよろしいでしょうか？	受講要件①の提出書類としては、講師依頼文書や研修企画会議録等になります。ご提出頂くのは1件のみで構いません。
4	要件	受講要件①について、平成20年以前に県社協研修のお手伝いをしていましたが、該当しますか？ 研修名等の書類は、残してません。	受講要件①を満たすのは、「本年度を含め過去5年度」となりますので、お問い合わせの平成20年度以前のは含まれません。また介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画のみとなりますので、県社協研修の企画は該当しません。
5	要件	主任の更新にあたり受講要件②において、毎年4回以上の研修に参加していないと、主任の更新は受講することはできませんか？	本年度を含め過去5年度の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新から)に、年度4回以上参加した者となっています。研修の回数は毎年度4回以上が理想ですが、ある年度(4～3月)に4回以上で受講が可能です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。
6	要件	受講要件②において、主任介護支援専門員フォローアップ研修は、主任介護支援専門員更新要件として認められますか？	法定外の研修として認められます。1日を1回と数えます。
7	要件	受講要件②の研修等に年4回以上参加した者について、今回の更新研修までに4回受講する見込みがあれば、要件を満たすことができますか？	更新研修までではなく、受講申込みまでに4回受講しておく必要があります。
8	要件	受講要件②において、地域包括支援センター職員研修(運営など)は、含まれますか？	受講要件②に記載している研修会には、地域包括支援センター職員研修(運営など)は含まれません。対象となる研修会は、「介護支援専門員を主な対象とするもの」となります。
9	要件	受講資格②において、法定外研修について、どの研修が要件を満たしますか？	別表1、受講要件②の詳細(解釈)に記載の通りです。
10	要件	受講要件②において、地域包括支援センター主催の介護支援専門員を主な対象とする研修への参加は、対象になりますか？(ex. 認知症研修、高齢者虐待等)	研修として認められるのは、介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県、圏域ブロック)、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするものです。よって、お問い合わせの地域包括支援センター主催の介護支援専門員を主な対象とした研修は、対象となります。
11	事例	所属事業所には介護支援専門員が一人です。そのため実際に指導した事例がありません。どんな資料を提出すればよろしいでしょうか？	主任介護支援専門員更新研修を受講いただくに当たり、原則として指導事例の提出が必要となります。所属事業所に指導する他の介護支援専門員がいない場合は、他事業所の介護支援専門員に指導させてもらうか、他事業所の主任介護支援専門員と相談し、相互に指導を行い、事例を提出することも可能です。提出資料については、開催案内の「12. 申込みに際しての留意事項」をご確認ください。

主任介護支援専門員更新研修に関するよくあるお問い合わせ

12	事例	地域包括支援センター在籍なので、事例がありませんが、どうすればよいのでしょうか？	事例は原則提出となりますので、用意してください。指導する介護支援専門員がいない場合は、他事業所の介護支援専門員に指導させてもらうか、他事業所の主任介護支援専門員と相談し、相互に指導を行い、事例を提出することも可能です。
13	事例	「指導事例」とはどのような意味でしょうか？	「指導事例」とは、実際に介護支援専門員に指導・支援した事例です。
14	事例	7つの事例全てが必要ですか？	事例については、7類型の指導事例を準備して頂きたいが、指導事例についての確認の段階です。受講決定時に、受講対象者の状況を見て、提出事例のご案内をさせていただきます。
15	事例	「指導事例」の提出に必要な資料の様式は、当事業所の通常業務で使用しているもので良いのでしょうか？	「指導事例」については、演習のための指定様式を用いて提出して頂く予定です。受講決定した方に指定様式等の詳細を案内しますので、ご確認ください。
16	事例	所属する居宅介護支援事業所は特定事業所加算算定事業所ではありませんが、受講の申込はできませんか。また、演習における指導事例が無いのですが、該当欄に回答せずに申込しても良いのでしょうか？	特定事業所か否かは受講の条件に含まれておりません。申し込み時点で指導事例がなくても申し込みできます。ただし、主任介護支援専門員更新研修を受講いただくに当たり、原則として指導事例の提出が必要となります。
17	その他	受講対象者推薦書について、受講者が管理者の場合、推薦書下部の「管理者」は、受講する本人が記入しても構いませんか？	事業所推薦書になりますので、できるだけ受講者本人が記入することは避けてください。受講者が管理者である場合は、上司の方に推薦して頂くようにをお願いします。なお、受講者が代表の場合は、受講者本人が記入し、法人印を押印のうえお申込みください。
18	その他	主任介護支援専門員研修の修了証書を紛失している場合の再発行、また申し込みまでにそれが間に合わなかった場合はどうなりますか？	修了証明書が紛失等でお手元にない場合、「修了証明願」に証明を受けることによって、修了証明書の代わりとすることができます。手続については、滋賀県医療福祉推進課介護人材確保係(077-528-3597)に相談してください。なお、申込期限に間に合わない場合は、受講対象者推薦書または受講申込書の主任介護支援専門員研修修了日右欄に、修了証明願申請中と記入して、提出してください。
19	その他	現在ケース担当はなく、介護支援専門員の指導(法人内)をしています。この場合は「現任者以外」での申込になりますか。その場合は「受講対象者推薦書」は必要ないでしょうか？	ケースを担当されていなくても、現に主任介護支援専門員としてケアマネの指導をされているのであれば、「受講対象者推薦書」で申し込んでください。
20	その他	プランを立てているわけではありませんが、介護支援専門員支援やプランチェックをしています。その場合は現任者以外か、現任者どちらの様式で申し込みればよいのでしょうか？	担当ケースをお持ちでない場合も、現に主任介護支援専門員として、介護支援専門員支援をされていますので、現任者(受講対象者推薦書)でお申し込みください。
21	その他	受講対象者推薦書の押印は、管理者の私印ではダメでしょうか？	事業所推薦となりますので、法人印、事業所印または事業所代表印を押印してください。
22	その他	他府県で主任介護支援専門員の研修を修了しているのですが、滋賀県で更新研修を受講することができますか？	原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は滋賀県医療福祉推進課介護人材確保係(077-528-3597)で、受講地変更の手続きをしてから、お申込みください。